

「契約者情報・資源管理情報の登録・更新について」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>2.2 「契約者情報」の登録情報の変更について</p> <p>契約申込みの際に必要な、初期登録用の IP 指定事業者に関する情報を入力する場合や、契約後に登録内容の変更が生じた場合には、<u>あらかじめ通知された Web 申請システムの URL より</u>手続きを行ってください。なお、<u>Web 申請システムにログインする際には、資源管理者証明書を利用してください。</u></p> <p>各項目に登録する内容や記入形式については、「2.2.1 各項目の記入方法」を参照してください。登録内容に問題がない場合、その内容は 5 営業日以内に JPNIC データベースに反映され、登録通知が電子メールにて返送されます。</p> <p>なお、[組織名][Organization]の登録内容は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)等の組織名の変更を証明する書類や情報で、変更の事実や経緯を客観的に確認できる場合のみ変更可能です。確認にあたっては、組織名変更の事実や経緯を確認できる資料や情報の提出を求める場合があります。その場合には、JPNIC の指定する資料を提出してください。</p> <p>会社分割や事業譲渡に伴う[組織名][Organization]の変更の場合には、「契約者情報」の登録情報の変更手続きではなく、変更後の組織において契約締結の手続きを行っていただく場合があります。</p>	<p>2.2 「契約者情報」の登録情報の変更について</p> <p>契約申込みの際に必要な、初期登録用の IP 指定事業者に関する情報を入力する場合や、契約後に登録内容の変更が生じた場合には、<u>Web 申請システムへログインして</u>手続きを行ってください。なお、<u>手続きは、別途 JPNIC が定める認証方法を利用して、当該組織の資源管理者が行ってください。</u></p> <p>各項目に登録する内容や記入形式については、「2.2.1 各項目の記入方法」を参照してください。登録内容に問題がない場合、その内容は 5 営業日以内に JPNIC データベースに反映され、登録通知が電子メールにて返送されます。</p> <p>なお、[組織名][Organization]の登録内容は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)等の組織名の変更を証明する書類や情報で、変更の事実や経緯を客観的に確認できる場合のみ変更可能です。確認にあたっては、組織名変更の事実や経緯を確認できる資料や情報の提出を求める場合があります。その場合には、JPNIC の指定する資料を提出してください。</p> <p>会社分割や事業譲渡に伴う[組織名][Organization]の変更の場合には、「契約者情報」の登録情報の変更手続きではなく、変更後の組織において契約締結の手続きを行っていただく場合があります。</p>
<p>3.2 「資源管理情報」の登録情報の変更について</p> <p>契約後に登録内容の変更が生じた場合は速やかに JPNIC に登録内容変更の届け出を行ってください。登録内容の変更は、<u>あらかじめ通知された Web 申請システムの URL より</u>手続きを行ってください。<u>Web 申請システムにログインする際には、資源管</u></p>	<p>3.2 「資源管理情報」の登録情報の変更について</p> <p>契約後に登録内容の変更が生じた場合は速やかに JPNIC に登録内容変更の届け出を行ってください。登録内容の変更は、<u>Web 申請システムへログインして</u>手続きを行ってください。<u>手続きは、別途 JPNIC が定める認証方法を利用して、当該組織の資源管</u></p>

理者証明書を利用してください。

各項目に登録する内容や記入形式については、「3.2.1 各項目の記入方法」を参照してください。登録内容に問題がない場合、その内容は5営業日以内にJPNICデータベースに反映され、登録通知が電子メールにて返送されます。

なお、[管理組織名][Organization]の登録内容は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)等の組織名の変更を証明する書類や情報で、変更の事実や経緯を客観的に確認できる場合のみ変更可能です。確認にあたっては、組織名変更の事実や経緯を確認できる資料や情報の提出を求める場合があります。その場合には、JPNICの指定する資料を提出してください。

会社分割や事業譲渡に伴う[管理組織名][Organization]の変更の場合には、「資源管理情報」の登録情報の変更手続きではなく、変更後の組織において契約締結の手続きを行っていただく場合があります。

理者が行ってください。

各項目に登録する内容や記入形式については、「3.2.1 各項目の記入方法」を参照してください。登録内容に問題がない場合、その内容は5営業日以内にJPNICデータベースに反映され、登録通知が電子メールにて返送されます。

なお、[管理組織名][Organization]の登録内容は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)等の組織名の変更を証明する書類や情報で、変更の事実や経緯を客観的に確認できる場合のみ変更可能です。確認にあたっては、組織名変更の事実や経緯を確認できる資料や情報の提出を求める場合があります。その場合には、JPNICの指定する資料を提出してください。

会社分割や事業譲渡に伴う[管理組織名][Organization]の変更の場合には、「資源管理情報」の登録情報の変更手続きではなく、変更後の組織において契約締結の手続きを行っていただく場合があります。